



菰崎市 パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ガイドブック

菰崎市

1 はじめに



国では、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを趣旨として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」を令和5年6月23日に公布し、同日に施行いたしました。

山梨県では、令和5年6月定例県議会において、「パートナーシップ宣誓制度」を県として導入する方針を示し、多様な性への県民理解の浸透を図り、性的マイノリティーの方々がパートナーとともに充実した生活を営む一助とすることを明らかにしました。

韮崎市では、第3次男女共同参画推進計画に基づき、「すべての人が 自分らしく 暮らせるまち にらさき」を目指しており、その一環としてパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入することといたしました。

この制度の導入により、多様な生き方が尊重され、すべての人の人権を尊重する社会につながることを期待するものです。

2 韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

韮崎市は、ソジー(SOGIE:性的指向や性自認、どのような性表現をするか)に関わらず、すべての人が自分を大切にし、自分らしく暮らせるまちを目指し、令和5年10月10日から韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入いたします。

ソジー(SOGIE)とは、特定の人を指す言葉ではなく、すべての人の性的指向(どんな性別を好きになるか)、性自認(自分はどんな性別だと思っているか)、性表現(どんな性別の服装、髪形を望んでいるか、自分を何と呼ぶかなど)を表す言葉で、すべての人に当てはまります。

この制度は、互いを人生のパートナーまたはファミリー(家族)として尊重し、日常生活において相互に支え合う「パートナーシップ関係」「ファミリーシップ関係」であることを約束したお二人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明するものであります。

現行の婚姻制度を利用できない方々のほか、事実婚の男女カップルもこの制度を利用することができます。

また、宣誓する方に子・親(養子・養親を含む。)がいる場合は、ファミリー(家族)としてあわせて受領証に氏名を記載することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税の控除等)が生じるものではありませんが、安心して誰もが大切なパートナーやファミリー(家族)と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市ができる限りの応援をするものです。

3 制度を利用できる方



宣誓をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

㊦ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であること。

㊦ 成人(18歳以上)であること。

㊦ 少なくとも一方が市内に居住し住民票があること。
(宣誓する日から3か月以内に市内への転入予定を含む。)

㊦ 配偶者(他の方との事実婚含む。)がないこと。

㊦ 他の方とパートナーシップの関係にないこと。

㊦ 民法で定められている近親者でないこと。
(次頁の図に掲載の関係(続柄)の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。)

㊦ ファミリーシップ宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が得られていること。
(子はパートナーの少なくとも一方と生計同一である必要があります。)

※ なお、山梨県のパートナーシップ制度に基づき、宣誓されたお二人につきましても、本市に宣誓したものと同等の扱いをさせていただきます。

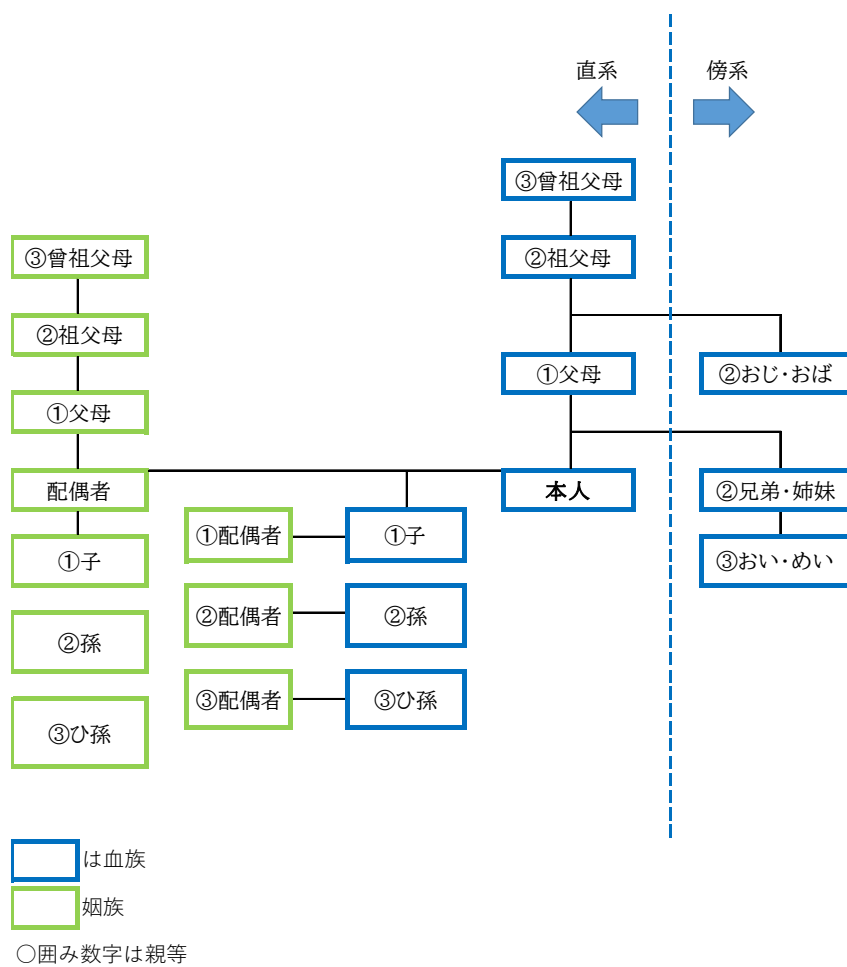
【近親者等を家族として届け出る場合】

原則として、届け出をしようとする近親者等が次のいずれかに該当している必要があります。

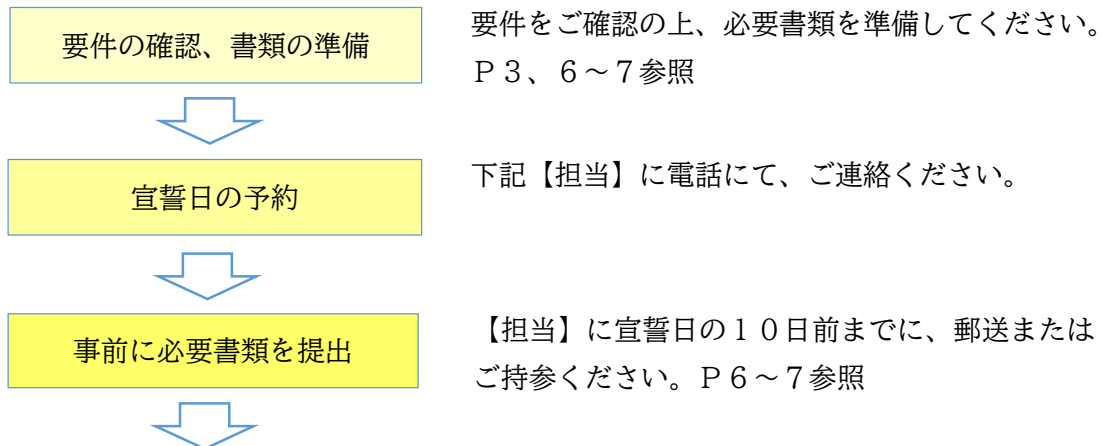
- 1 届出されるお二人のいずれか一方と同居している未成年の子ども
- 2 届出されるお二人のいずれか一方の親等の近親者(1にあたらない子どもを含む。)

ただし、特別な事情があると認められる場合は、上記の要件に関わらず届出ができることがあります。

【制度を利用できない者(近親者等)】



4 手続きの流れ



宣誓日

予約した日時に本人確認書類（原本）を持ち、宣誓書に署名するため、必ずお二人そろってお越しください。

★ 双方または一方が蕪崎市在住の場合

受領証等※交付
当日交付（お時間いただきます）
後日窓口交付
郵送での交付

★ 双方とも市外在住（転入予定）の場合

転入予定受付票交付

転入後、申出書提出

受領証等※交付
当日交付（お時間いただきます）
後日窓口交付
郵送での交付

※ パートナースHIP・ファミリーSHIP宣誓書受領証及び受領証カードのこと。

【担当】

蕪崎市財務政策課政策調整担当
〒407-8501 蕪崎市水神一丁目3番1号
☎ 0551-45-9223（直通）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日・年末年始除く）

5 届出に必要なもの

👉 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し必要な書類等は以下のとおりです。

〔必要書類(事前提出時)〕

必要な書類等	備考	チェック
宣誓届	・第1号様式	☐
戸籍謄本	・1 か月以内に発行されたもの 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できるもの(原本及び日本語訳) 【ファミリーシップの宣誓を希望する方】 ・ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、当事者全員の戸籍謄本	☐
住民票の写し	・3か月以内に発行されたもの ・本籍、続柄、個人番号の記載は不要 ・同一世帯の場合は1通で可	☐
【双方が市外在住の方のみ】 転入予定であることがわかる書類	・転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 ※後日、転入後の住民票の写しを提出いただきます。	☐
【ファミリーシップを宣誓する方のみ】 同意書 子については生計同一であることが分かる書類	・第2号様式 ・ファミリーシップの対象としたいお子さん・親御さんから、自署による同意書をいただってください(病気、障害等により自署が困難な場合は、代筆でも構いません。また、15歳未満の子については同意書は不要)。 ※制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いいたします。 ※ファミリーシップに氏名を記載されている方が、受領証等から氏名の削除を希望する場合には、ご本人の申し立てにより、削除することがで	☐

	きます。(15歳未満の子については、満15歳に達した時点で申し立て可能)	
【通称名を使用する方のみ】 日常的に通称名を使用していることがわかるもの2点以上	(例)勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等	☐

〔宣誓日(予約し来庁する日)〕

必要な書類等	備考	チェック
宣誓届	・第3号様式 市が用意	
本人確認書類(原本)	・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 (例)運転免許証、マイナンバーカード、 パスポート等 ※上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証等を2点以上。	☐

●双方とも市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備考	チェック
転入完了申出書	・第7号様式	☐
転入後の住民票の写し	・転入から14日以内	☐
転入予定受付票(宣誓日に交付したもの)	・転入予定受付票と引き換えに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを配布(第6号様式)	☐
本人確認書類(原本)	上記参照	☐

6 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【第4号様式】

市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するもの(A4サイズ)です。お二人に1枚交付します。

(表)

第4号様式（第1版）

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証

受領証番号 第 号

氏名

(年 月 日生)

氏名

(年 月 日生)

宣誓日 年 月 日

家族の名前

上記2者について、蕨崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、蕨崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

蕨崎市長 内藤 久夫

(裏)

この受領証の提示を受けられた方へ

本市では、すべての市民が自分らしく暮らし、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「蕨崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を設けています。

この受領証は、お2人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し、支え合うと宣言されたことを蕨崎市として証するものです。

この制度は、法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

- パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは**
互いを人生のパートナーとして、日常生活においての経済面、生活面、精神面で相互に責任を持ち継続的に協力し合うことを約束したお2人による関係、又はお2人とその子や親（養子含む。）を含んだ関係をいいます。
- プライバシー保護について**
他人の性自認（自分の性別についての認識）や性的指向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）を本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に奪われることのある重大な人権侵害にあたります。
本制度利用者のプライバシー保護については、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

通称名を使用している場合
以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあてはっては、姓または在留カードに記載されている氏名）を記載します。

宣誓者	宣誓者
通称名	通称名
戸籍上の氏名	戸籍上の氏名

※デザインは、異なる場合があります。

(2) パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証カード【第5号様式】

市が、パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書を受領したことを証する運転免許証サイズの携帯用カードです。対象者それぞれに1枚ずつ交付します。

(表)

第5号様式 (第8条関係)

受領証番号 第 号

葦崎市パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓書受領証カード

次の2者について、葦崎市パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓制度に関する要綱に基づき、葦崎市パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓書を受領したことを証します。

宣誓日	年	月	日
本人	パートナー		
(年 月 日生)	(年 月 日生)		
年 月 日	葦崎市長 内藤 久夫		

戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)

本人

パートナー

家族の氏名 (続柄)

この受領証の提示を受けられた方へ

本市では、全ての市民が自分らしく暮らし、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「葦崎市パートナーシッp・ファミリーシッp制度」を設けています。

この受領証カードは、お2人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを葦崎市として証するものです。

この制度は、法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

(裏)

※デザインは、異なる場合があります。

7 届出受理証明書の再交付・変更・返還

㊦ 届出時と同様に事前に電話にて、財務政策課政策調整担当まで手続きの日時の予約をしてください。(お一人での来庁でも構いません)

㊦ 郵送(一部不可)での手続きも可能ですが、事前にご連絡をお願いします。

(1)届出受理証明書の再交付

➤ 宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚したりした場合などは、再交付申請をすることができます。

持参または郵送の方法により、必要書類を提出してください。

再交付事由	必要書類	備考
紛失	・第8号様式 ・本人確認書類(原本)	再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
破損・汚損	(P7参照)	再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください。引き換えに新しい受領証等を交付します。

(2)届出事項の変更

- 届出内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。

提出する際は、必ず受領証等をご持参ください。

持参または郵送の方法により、必要書類を提出してください。

- 変更後の事項が記載された受領証等は、窓口での交付または届け出てある住所へ郵送いたします。

変更事項	必要書類	備考
住所	・第9号様式 ・本人確認書類(原本) (P7参照) ・受領書等	住民票の写し
氏名		戸籍抄本
通称名		通称名を使用していることが確認できる書類
子または親の新たな加入		対象者の戸籍謄本 同意書 子については生計同一であることが分かる書類
子または親のファミリーシップからの削除		なし
子または親本人の申し立てによるファミリーシップからの削除	・第10号様式	申立者の本人確認書類(原本) (P7参照)

(3) 返還手続

- 必要書類を担当窓口に持参してください。

提出する際は、必ず受領証等をご持参ください。

- 返還された受領証等が必要な方はお申し出ください。
無効処理を施した上でお返しします。

- 返還され無効となった受領書等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

変更事項	必要書類	備考
パートナーシップを解消したいとき	・第11号様式 ・本人確認書類(原本) (P7参照) ・受領書等	お一人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		ただし、ファミリーシップに子または親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子または親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。(その場合は返還届ではなく、第9号様式「届出事項変更届」を提出してください。)
宣誓者の双方が市外に転出したとき		転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。
その他届出の要件を満たさなくなったとき		

この場合は無効になります

- 宣誓届等の内容に虚偽があったとき。
- 宣誓日以降に宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき。
- 宣誓者の双方が市外在住(転入予定)の場合で、宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき。
- 受領証等の不正使用(受領証等の複製、改ざん等を含む悪用と認められるもの)や濫用、もしくは公序良俗に反する使用が発覚したとき。

無効となった場合は、受領証等を返還してください。

無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

8 Q&A

番号	Q&A	
1	蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とはどのようなものですか。	現行の婚姻制度を利用できない、または、利用しないお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを市に宣誓することができる制度です。(パートナーシップ) パートナーのお子さんや親御さんとの家族としての関係性についても、あわせて宣誓することができます。(ファミリーシップ) ※ご本人の同意が必要です。 宣誓書を受領した場合、市は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」等を交付します。
2	なぜ制度を導入するのですか。	蕪崎市は、すべての人が自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指しています。 現行の婚姻制度を利用できず、不便や生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止め、市としてできる限り応援をし、すべての人が尊重される取組みが広がっていくことを期待しています。
3	パートナーシップと婚姻はどう違うのですか。	婚姻は法律に基づき行われるもので、相続等の財産上の権利や扶養義務等の法律上の権利や義務が発生します。 一方、蕪崎市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。
4	届出を行えるのは同性同士のみですか。	お互いを尊重し人生のパートナーまたはファミリー(家族)として継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」、「ファミリーシップ関係」である、お二人であればどなたでも届出することができます。 届出者の戸籍上の性別やソジエ(SOGIE:性的指向や性自認、どのような性表現をするか)は問いません。

番号	Q&A	
5	同居していないと届出はできませんか。	必ずしも同居している必要はありません。 ただし、お二人が互いを人生のパートナーまたはファミリー(家族)として尊重し、継続的に協力し合う関係であることが必要です。 また、少なくともどちらか一方が蕪崎市にお住まいになっているか、転入によって蕪崎市にお住いになる予定であることが必要です。
6	他の人に代理で届出してもらうことはできますか？	事前書類につきましては、代理の方でも郵送でも可能です。 ただし、宣言日には、受領証等または転入予定受付票交付を受け取る必要があるため、届出者お二人そろって財務政策課政策調整担当までお越しいただく必要があります。 特別な事情によりお二人での来庁が難しい場合はご相談ください。
7	土日等の休みの日に宣誓することはできますか。	宣誓の受付や受領証等の交付は、土日祝日や年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分までとなります。 どうしても難しい場合にはご相談ください。
8	個室で手続等を行うことはできますか。	個室でのお手続きが可能です。 希望される場合は、宣誓日の予約時にお伝えください。
9	届出にあたって費用は発生しますか。	届出及び受領証等の交付について費用はかかりません。 ただし、住民票の写し、戸籍抄本等の届出に必要な書類の交付手数料は自己負担となります。
10	交付された宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか。	使用できません。 この制度は、お二人が互いにパートナー関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受領した事実を証するものです。
11	宣誓することによるメリットはなんですか。	市からの受領証の交付による安心感や、これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、ファミリー(家族)としての社会的配慮を受けやすくなること、お二人やお子さん、親御さんとの関係性を説明しやすくなることなどがメリットとして挙げられます。

番号	Q&A	
12	届出をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか。	パートナーシップ・ファミリーシップの届出をしても、戸籍や住民票の記載は、変わりません。 なお、届出されたお二人の住民票の世帯が同一の場合は、「同居人」を「縁故者」に変更することもできますので、希望される場合は市民生活課戸籍住民担当までお願いします。
13	子や親も対象とするのはなぜですか。	婚姻のできないお二人が、その関係性を説明し難いことに起因する困難は、お二人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことなどが考えられます。 このような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子・親についても受領証等に氏名を記載できるようにするものです。
14	外国籍の人も利用できますか。	外国籍の方も利用できます。 大使館が発行する婚姻要件具備証明書等で配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。 なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。
15	外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。	日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。
16	パートナーと養子縁組をしても宣誓できますか。	お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く。）でなければ宣誓が可能です。 同性カップル等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方もいますので、その状況を考慮したものです。
17	なりすましなどの悪用をされませんか。	住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等の交付時には、宣誓するお二人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。 万が一、悪用等が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、無効となった交付番号をホームページ等で公開します。

番号	Q & A	
18	受領証・受領証カードに有効期限はありますか。	有効期限はありません。 ただし、要件が満たされなくなった場合は、無効となります。
19	どのようなサービスを受けることができますか。	本市においては、市営住宅の入居や市立病院での面会等、家族として利用できることが広がるよう、順次見直しを進めております。 民間サービスにおいては、それぞれの事業者の判断に委ねられますが、全国の実例を見ますと、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローン手続きなどにおいて配慮されるケースが見受けられます。 今後、様々なサービスが広がるよう、民間事業者や市民の皆様に対して、市から協力を呼びかけてまいります。 また、利用できるサービスについては、「9 利用できるサービス」に掲載しておりますが、市ホームページ等で随時情報更新してまいります。
20	ファミリーシップの要件はなんですか。	お子さんについては、パートナーの双方または、一方の養育関係にあるお子さんを基本とします。(同居し世話をしているお子さんや、市外に進学し仕送りしているお子さん等。) 親御さんについては、住所や生計同一を問いません。
21	子や親の承諾はどのようにとるのですか。	ファミリーシップの宣誓をしようとする子・親については、家族で十分相談していただいた上で、15歳以上の方については、自署の同意書をいただくこととしています。 また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削除が可能です。(15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し立てができます。)
22	宣誓書等の記入は代筆でもよいのですか。	文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。
23	パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよいのですか。	返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。
24	市外に転出する場合、受領証等を返還する必要がありますか。	転勤・親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外に移動する場合を除き、返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。

番号	Q & A	
25	転出先では受領証等を引き続き使うことはできないのですか。	この制度は自治体ごとに定めたものであり、転出先で引き続き使うことはできません。 転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、改めての手続きが必要です。 今後、自治体間での連携やサービスの提供等ができるよう検討してまいります。
26	事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。	当日スムーズに受領証等をお渡しするため、宣誓日（受領証等交付予定日）の事前予約と10日前までの書類提出をお願いしています。
27	郵送での手続きはできますか。	事前の宣誓書類のご提出は窓口持参のほか、電話連絡をした上で、郵送でも可能です。 ただし、受領証等の受取りの際は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者お二人でご来庁ください。 病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
28	ファミリーシップの対象にする子どもや親も、手続きに連れて行く必要がありますか。	一緒に来ることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありませんが、ぜひ、ご一緒においでください。 ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、同意書をいただいてください。
29	宣誓書類はどこで手に入れることができますか。	葦崎市財務政策課政策調整担当または市ホームページからダウンロードできます。
30	受領証や受領証カードを紛失したらどうすればよいですか。	受領証や受領証カードを紛失したり、破損や汚損した場合、再発行申請ができます。 第8号様式「再交付申請書」を提出してください。

※その他ご不明なことやお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【担当】

葦崎市財務政策課政策調整担当

〒407-8501 葦崎市水神一丁目3番1号

☎ 0551-45-9223（直通）

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始除く）

9 利用できるサービス



令和 6 年 10 月 1 日時点

【利用可能な主な市の行政サービス】

サービスを使う際には、必ず受領証または受領カードをご持参ください。

(1) 住民票への記載について

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
住民基本台帳	世帯主との続柄について、通常「同居人」となるところを「縁故者」として登録できます。 また、登録の際に台帳に付箋処理を行うこともできるため、他の担当においても関係性の確認ができるようになります。	市民生活課戸籍住民担当 (0551-22-1112)

(2) パートナーに代わり、申請・受領・紹介・相談などができるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
個人住民税の減免申請	免税申請ができます。	税務収納課市民税担当 (0551-45-7021)
税諸証明の交付申請	住民票同一世帯に限り、パートナーが、委任状なしで、課税・所得証明書、納税証明書などの申請・受領ができます。	税務収納課市民税担当 (0551-45-7021) 税務収納課収納推進担当 (0551-45-7043)
固定資産名寄帳の閲覧、写しの交付	住民票同一世帯に限り、パートナーが、委任状なしで、名寄帳の閲覧(写しの交付)ができます。	税務収納課資産税担当 (0551-45-7032)
市税等の納付書の再発行	納付書の再発行ができます。	税務収納課収納推進担当 (0551-45-7043)

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
り災証明書の申請（火災以外の自然災害）	り災証明書の申請、受領ができます。	税務収納課資産税担当 (0551-45-7032)
り災証明書（火災に起因するもの）の申請	り災証明書の申請、受領ができます。	葦崎消防署 (0551-22-3311)
救急搬送証明書の申請	救急搬送証明書の申請、受領ができます。	葦崎消防署 (0551-22-3311)
住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができます。	市民生活課戸籍住民担当 (0551-22-1112)
介護認定等の各種申請手続	介護認定等の窓口での申請手続を代理人または家族として行うことができます。	長寿介護課介護保険担当 (0551-23-4313)
母子健康手帳交付	妊娠の届出をした方に対して、市で母子健康手帳を交付します。 その際、配偶者等と同様に代理申請、受領ができます。	健康づくり課保健指導担当 (0551-23-4310)
教育・保育給付認定の申請（認可保育施設への入所申請を含む）	教育・保育給付認定及び保育の提供について、保護者として申請できます。	こども子育て課保育担当 (0551-22-1117)
施設等利用給付認定の申請	私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園や認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の利用料の無償化について、保護者として申請できます。	こども子育て課保育担当 (0551-22-1117)

(3) パートナー(及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親)を家族とみなして制度が適用されるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
子ども医療費助成制度	パートナーを保護者として申請できます。 例)A:市外、B(Aのパートナー):蕨崎市、C(Aの実子):蕨崎市	こども子育て課子育て支援担当 (0551-22-1115)
市営住宅・定住促進住宅の入居	市営住宅・定住促進住宅への入居ができます。	営繕住宅課住宅管理担当 (0551-45-7634)
移住支援事業 移住支援金	要件を満たす東京圏からの転入者に対して、所定の金額を支給する際、同一世帯として適用します。	デジタル戦略課地域戦略担当 (0551-45-9173)
空き家等購入費補助金	蕨崎市空き家バンク登録物件を購入した場合、世帯として購入費補助金の申請ができます。	デジタル戦略課地域戦略担当 (0551-45-9173)
住まいるマイホーム補助金	市内に新たに住宅を取得した場合、パートナーとして補助金の申請ができます。	デジタル戦略課地域戦略担当 (0551-45-9173)
生活保護の申請・受給	生活保護は、世帯を単位とし認定するため、同一生計の者(住居及び家計が同じ)は、原則同一世帯とみなします。	福祉課生活支援担当 (0551-22-1993)
身体に障がいがある人などの軽自動車税(種別割)の減免	身体障害者等またはそのパートナー(同居の生計同一者に限る)が所有する軽自動車の軽自動車税(種別割)を、要件に該当する場合は、申請により減免します。	税務収納課市民税担当 (0551-45-7021)
患者への面会	感染症対策のため、入院患者への面会可能者を血縁者に制限していますが、家族と同等とみなし面会ができます。	市立病院 (0551-22-1221)

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できます。	葦崎消防署 (0551-22-3311)
患者の病状説明	患者の病名、手術内容、病状等の説明を受けることができます。	市立病院 (0551-22-1221)
緊急連絡先の指定	緊急時の連絡先として指定できます。	市立病院 (0551-22-1221)
父親子育て応援事業	妊婦の配偶者等と同様、父子健康手帳と父親への育児応援グッズを受領できます。	健康づくり課保健指導担当 (0551-23-4310)
乳幼児健診・教室	市で実施する乳幼児健診・教室に受診・参加する際、保護者等と同様に児を連れて受診・参加することができます。	健康づくり課保健指導担当 (0551-23-4310)
パパママ学級	市で開催するパパママ学級に、配偶者等と同様、参加することができます。	健康づくり課保健指導担当 (0551-23-4310)
不妊症対策支援事業	不妊治療を受けた場合、要件を満たした対象者は、その治療費の一部助成を受領することができます。	健康づくり課保健指導担当 (0551-23-4310)
救急時安心情報キット	配布対象者の代わりに申請することができます。	長寿介護課介護支援担当 (0551-23-4313)
認知症徘徊 SOS ネットワーク事業	事前登録をしようとする対象者の代わりに申請することができます。	長寿介護課介護支援担当 (0551-23-4313)
介護予防・介護支援	介護用品支給や配食サービス、家族介護者教室、理容・美容サービス等、様々なものがあります。 詳しくは、お問い合わせください。	長寿介護課介護支援担当・長寿社会担当 (0551-23-4313)

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
障害福祉サービス事業(介護給付、訓練等給付、障害児支援、地域生活支援等)	障害福祉サービス対象者で左記のサービス利用にあたっての申請について、代理人または家族として申請できます。 詳しくは、お問い合わせください。	福祉課障がい福祉担当 (0551-22-1992)
障がい者福祉タクシー等利用料金助成事業	身体障害者手帳 1.2 級または療育手帳 A をお持ちでその他条件に該当する方にタクシー券を交付できます。	福祉課障がい福祉担当 (0551-22-1992)
予防接種事業・各種健診(検診)事業	予防接種予診票および各種健診(検診)の受診票を申請・受領できます。	健康づくり課健康増進担当 (0551-23-4310)
公民館事業の申込み	保護者情報が必要な申請(図書貸出、講座申込み等)について、パートナーの子の保護者として申請できます。	教育課生涯学習担当 (0551-45-7209)
福利厚生事業	市職員の場合は、結婚祝い金や死亡弔意金など各種給付の支給対象となります。	秘書人事課人事行革担当 (0551-45-9345)

※ 制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しています。

※ 基本的にパートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無に関わらず、サービスを受けることもできますが、確認のために受領証等の提示をお願いすることにより、手続きをスムーズにできます。

※ 詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。

また、ここに掲載のないサービスについても、状況によりご利用可能な場合もありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業所の判断となりますが、以下のような例があります。

- ・携帯電話会社の家族割適用
- ・金融機関の住宅ローン
- ・賃貸物件へのパートナーとの入居
- ・生命保険の死亡保険金受取人の指定
- ・自動車保険の特約等におけるパートナーの適用
- ・診療情報や面会の機会等の提供
- ・会社の福利厚生制度におけるパートナー、ファミリーの適用

※ 市からも柔軟な対応について、お願いしてまいります。

また、利用可能なサービス等について、随時市ホームページで情報提供いたします。

(参考)

韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱



(趣旨)

第1条 この告示は、全ての市民が、SOGIE(ソジー)にかかわらず、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、性のあり方により婚姻制度を利用することができない者又は生活する環境等において当該制度を利用することが容易ではない者の生活上の困難及び生きづらさの軽減を図り、もって当該者の人権及び多様な生き方を尊重する社会の実現に資するため、韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(第17条及び第18条において「宣誓制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SOGIE 性的指向(恋愛感情又は性的欲求の対象となる性についての指向をいう。)、性自認(自己の性についての認識をいう。)及び性表現(服装、髪形等自己の性についての表現をいう。)の総称をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の子(養子を含む。)、親(養親を含む。)又は近親者(直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。次条において同じ。)との家族としての関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップにある者が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名し、これを市長に提出することにより、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の双方又はいずれか一方が本市に住所を有する者又は宣誓する日から3月以内に本市へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者又は事実婚の相手がいないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者が、近親者でないこと(養子縁組によって近親者となった者を除く。)。
- (6) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合にあっては、当該宣誓の対象とする者(15歳以上の者に限る。)について、本人の同意があること。
- (7) 18歳未満の子をファミリーシップの宣誓の対象とする場合は、当該子が宣誓しようとする者の双方又はいずれか一方と生計が一であること。

(宣誓の届出)

第4条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ、宣誓をしようとする日を市に申し出た上で、市が指定する日までに、韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届(第1号様式。以下「宣誓届」という。)に次に掲げる書類を添

えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し(届出の日前3月以内に発行されたもの)

(2) 戸籍謄本、抄本その他の現に婚姻していないことを証明する書類(届出の日前3月以内に発行されたもの)

(3) 宣誓をしようとする者の双方が本市に住所を有していない場合にあっては、双方又はいずれか一方の本市への転入の予定を確認することのできる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、当該宣誓の対象となる者(以下「宣誓対象者」という。)について、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本、抄本その他の当該親子関係等を証明する書類(届出の日前3月以内に発行されたもの)

(2) 宣誓対象者が18歳未満の子にあっては、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類

(3) 宣誓対象者(15歳以上の者に限る。)が署名した同意書(第2号様式)

(4) その他市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者で、外国人又は性別違和(自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。)等の事情があると市長が認めたものは、この告示に定める手続において、通称名(社会生活において日常的に使用している氏名をいう。次項において同じ。)を使用することができる。

2 通称名を使用しようとする者は、宣誓届に、戸籍上の氏名(外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名)及び使用する通称名を記載するとともに、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、第4条の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

(宣誓に係る署名等)

第7条 前条の規定により適当と認められた者は、市の職員の面前で蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第3号様式。以下この条及び次条において「宣誓書」という。)に署名しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事情があると市長が認めたときは、当該宣誓しようとする者が認めた者が、当該宣誓をしようとする者の立会いのもと、当該宣誓をしようとする者に代わって署名することができる。

(受領証等の交付)

第8条 市長は、前条の規定により宣誓書に署名した者(以下「宣誓者」という。)に対し、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(第4号様式)及び蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(第5号様式)(以下「受領証等」という。)を交付するものとする。この場合において、宣誓書を受領したときに付す番号(第15条において「受領証番号」という。)を受領証等に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓をした日(次項及び第14条において「宣誓日」という。)において、宣誓者の双方が本市に住所を有していないときは、市長は、受領証等に代わり、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ

宣誓者転入予定受付票(第6号様式。以下この条及び第14条において「転入予定受付票」という。)を交付するものとする。

3 転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から3月を経過する日までとする。ただし、やむを得ない理由があるとして市長が認めた場合は、この限りでない。

4 転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入をした日から14日以内に、当該転入予定受付票及び転入後の住民票の写しを添えて、韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該宣誓者に対し、受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第8号様式)により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、再交付すべきであると認めたときは、受領証等を再交付するものとする。

3 紛失により受領証等の再交付を受けた場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(届出事項の変更等)

第10条 宣誓者は、宣誓届に記載した事項に変更があった場合は、韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出事項変更届(第9号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、変更する事項が、受領証等に記載されている事項に係るものであるときは、交付を受けた受領証等を添付しなければならない。

(ファミリーシップ解消の申立て)

第11条 ファミリーシップの宣誓対象者(15歳以上の者に限る。)は、韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書(第10号様式)により、当該ファミリーシップの解消を申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による申立てがあったときは、当該ファミリーシップに係る宣誓者に対し、交付した受領証等を返却させ、当該申立てをした者の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還等)

第12条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(第11号様式。以下この条において「返還届」という。)に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。

2 前項第2号に該当する場合において、当該宣誓者がファミリーシップの宣誓をしているときは、同項の規定にかかわらず、当該ファミリーシップの宣誓対象者の同意を得た上で、当該ファミリーシップを継続することができる。

る。この場合において、市長は、当該ファミリーシップを継続する宣誓者に対し、もう一方の宣誓者が死亡した旨を記載した受領証等を交付するものとする。

3 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合で、相当の期間、返還届の提出がないときは、当該宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

4 市長は、第1項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方により返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の宣誓者に対し、当該返還届を受理したことを通知するものとする。

（本人確認）

第13条 市長は、第7条、第9条第1項、第10条、第11条第1項及び前条第1項に規定する手続に当たり、当該手続を行おうとする者に次に掲げるいずれかの書類を提示させ、又はその写しを提出させることにより、本人確認を行うものとする。

(1) 運転免許証

(2) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)

(3) 旅券

(4) 在留カード

(5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の写真が貼付されたものであって、宣誓の時点において有効であるものに限る。)又はこれらに準ずるものとして市長が適当と認めたもの

（宣誓の無効）

第14条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該宣誓者に係る宣誓を無効とし、受領証等の返還を求めるものとする。

(1) 宣誓届の内容に虚偽があった場合

(2) 宣誓日以後に、第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合

(3) 第8条第2項の規定により転入予定受付票の交付を受けた宣誓者であって、その双方が、同条第3項に規定する有効期限までに転入しなかった場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)

(4) 受領証等の不正な使用、濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する使用が発覚した場合

2 前項の規定による場合のほか、市長は、宣誓者が届出事項の変更その他必要な手続を怠り、かつ、それが長期にわたり継続された場合は、宣誓を無効とすることができる。

（受領証番号の公表）

第15条 市長は、第12条第1項の規定により受領証等の返還を受けた場合及び前条の規定により宣誓を無効とした場合は、当該宣誓に係る受領証番号をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（個人情報の適正な取扱い）

第16条 市長は、この告示に基づく事務を行うに当たって収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（周知及び啓発）

第17条 市長は、宣誓制度の目的が適切に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(他の自治体との連携)

第18条 市長は、宣誓制度の趣旨に鑑み、宣誓者等の利便性を向上するため、協定を締結する等他の市区町村及び都道府県と連携することができるものとする。

2 この告示の規定に関わらず、山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき宣誓し、山梨県知事から受領証等の交付を受けた者については、この告示の規定によりパートナーシップの宣誓をした者とみなす。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年10月10日から施行する。ただし、第18条第2項の規定は、山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の施行の日から施行する。



蕪崎市財務政策課政策調整担当
〒407-8501

蕪崎市水神一丁目 3 番 1 号

☎0551-45-9223(直通)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土・日・祝日・年末年始除く)